

氏名(本籍地)	石井正子(千葉県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博甲第55号
学位授与年月日	平成23年3月16日
学位授与の要件	昭和女子大学学位規則第5条第1項該当
論文題目	障害児のインクルージョンが保育システムに与える影響

論文審査委員	(主査)	昭和女子大学教授	三浦 香苗
	(副査)	昭和女子大学教授	鶴養 啓子
		昭和女子大学教授	藤崎 春代
		千葉大学教授	中澤 潤

## 論文要旨

1994年にユネスコは、特別な教育ニーズを有する人々のニーズに見合った教育を行えるような普通学校が用意されなければならないというサラマンカ宣言をした。これを受けて日本政府は、2007年学校教育法の一部改正により、従来の分離教育を原則とした障害児教育を障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育へと転換を始めた。しかし、インクルーシブ教育を定着させていくことは容易ではない。そのような現状の中で、本論文では、幼稚園・保育所等保育の場を保育システムとして捉え、障害児のインクルージョンが保育システムに与える影響を明らかにすることを旨とした論文である。

第1章では、障害観・保育観、保育制度等の変化が、障害児のインクルージョンを推し進め、保育システムに影響を与える可能性について論じた。

第2章では、研究Iとして公立および私立の幼稚園・保育所に勤務する保育者258名を対象とした質問紙調査の尺度評定を求めた部分をまとめた。保育システムにおけるキーパーソンである保育者が、インクルーシブ保育に関して持つ認識を「障害児への影響」、「健常児への影響」、「保育者自身への影響」「必要と考える配慮」の観点から捉えた。

因子分析により、障害児について3（[不適切な経験と孤立]、[経験の拡大と学習]、[社会性の発達]）、健常児について4（[多様性理解と思いやり育成]、[ストレス増加と退行]、[保育活動の制限]、[クラス集団の成長]）、保育者自身について4（[不安・とまどい]、[やりがいの実感]、[負担感・無力感]、[支援体制への満足]）の因子尺度を抽出した。

保育者を障害児担任経験の有無によって尺度得点差をみたところ、保育者尺度の[不安・とまどい：無>有]、[やりがいの実感：有>無]、[負担感・無力感：無>有]で差がみられ、障害児担任経験のある保育者は、障害児保育をポジティブに捉えていることが明らかになった。また、

経験年数によってS群（5年以内）、M群（6-21年以内）、L群（21年以上）に分けて検討したところ、障害児尺度の[経験の拡大と学習：S>L]、保育者尺度の[不安・とまどい：S>L、M>L]、[やりがいの実感：S>L]、[負担感・無力感：L>S]で差が見られた。経験年数の短い保育者は、インクルーシブ保育に関する不安が高いが、やりがいも強く感じる傾向にあり、経験年数の長い保育者は、負担感や無力感を感じる割合が高いことが明らかになった。

また、障害児担任経験の有る保育者を対象に、「障害児」、「健常児」、「保育者自身」がインクルーシブ保育によって、どう影響されるかを分析した。保育者の[不安・とまどい]には障害児の[経験の拡大と学習]、健常児の[多様性の理解と思いやりの育成]が関係しており、[不安・とまどい]、[負担感・無力感]は健常児の[ストレスの増加と退行]、[保育活動の制限]の影響を大きく受けていた。

第3章では、研究Ⅱとして質問紙調査の自由記述部分と新たに入手した55名の追加調査の結果がまとめられている。インクルーシブ保育の経験によって、それまで保育者が持っていた保育の枠組みでは対応しきれなくなったときに、大きな「悩みや戸惑い」を感じ、「悩みやとまどい」は「保育全体へのふり返りの機会」や「障害児保育に関する研究心の向上」につながり、それによって危機を乗り越え、子どもたちの変化と保育へのやりがいを実感した時に保育観・発達観の変化が起こるというプロセスが示唆された。

第4章では、研究Ⅲとして申請者が1998年から行っているある幼稚園でのフィールドワークで得られた資料を基に、発達障害児のインクルージョンが保育システムに与える影響について検討された。

事例Ⅰでは、多動を伴う2名の発達障害児を受け入れて、保育者も子どもも混乱し、不安定になった状態から、新たな保育のあり方を模索し、保育システムが変化することで徐々に落ち着きを取り戻すまでの経過を示した。申請者は心理専門職として、当該児のアセスメント、保護者へのカウンセリング、担任保育者・管理職へのコンサルテーションを実施し、教職員全員への研修会も開催し、積極的な関わりを持った。事例Ⅱでは、事例Ⅰの開始から数年の経験を経た後に副園長が発達障害児の入園申し込みの時点から適切なアセスメントと保護者へのコンサルテーションを実施した事例を取り上げ、新たな保育システムの起動によって保育者主体の組織的支援が可能になった事例の経過を示した。

この変化を傍証するために副園長、担任教諭並びに他の保育者に対して各年度末に実施した質問紙調査の比較分析が行われた。副園長が行った配慮は、事例Ⅰでは障害児に対するものに限られたが、事例Ⅱでは障害児保護者、他の保護者、すべてのクラスの担任、周りの子どもたち、見学者、施設設備にまで及び、保育システム全体に目を配り、関係がうまくいくような配慮に変化していた。事例ⅠとⅡの両方を担任した教諭は、事例Ⅰにおいては障害児に対して変化を求める事が多かったが、Ⅱでは「園全体で理解し」、「本児の納得がいくまで」、「本児の興味や関心に合わせて」というように、子どもの主体性を尊重し、システム要因に働きかける記述が増えていた。

事例Ⅰの経過の後入園した園児の保護者130人を対象に実施した質問紙調査では、88%の保護者はインクルーシブ保育の中で我が子が得たものがあると回答し、また28%が自分自身も影響を受けたと回答している。また、入園前からインクルーシブ保育に関する説明を受けた保護者は、わが子が障害のある子と一緒に保育を受けることに不安を感じる割合が低いことが示された。

第5章では研究のまとめを行い、今後の課題が示されている。

本論文の目的に関して明らかになったこととしては、以下の3点を挙げている。

- ①インクルーシブ保育によって影響を受けるのは、まず保育システムのキーパーソンとしての保育者の認識である。障害児の受け入れは、特に経験の少ない保育者にとって「不安やとまどい」をもたらすが、子どもたちの成長を実感し保育に対する「やりがい」につながる。
- ②インクルーシブ保育に対する保育者の「悩み・とまどい」は、保育者が、それまでの保育についてふり返り、自分自身の保育観を問い直すとともに研究心を向上させるきっかけとなる。その結果、職員同士や保護者との連携の大切さ等、保育システムの中での自分の役割に気付き、視野を広げる契機となる。
- ③保育の場が既存のシステムでは対応しきれない状況に直面した時、保育システムが変化を促される。このシステムの変化によって、同様な危機場面には、それを受け止め、乗り越えることが可能になる。

今後は、保育システム全体を視野に入れながら保育者が自信を持ってインクルーシブ保育に取り組むことができるような専門職性の育成や、さまざまな危機的状況に柔軟に対応できるシステムのあり方について研究を進めることが必要と提言している。